

〔翻 訳〕

## 「中国に於ける法意識の香港基本法に対する影響」

張 鑫 著  
高橋 強 訳

## 目 次

訳者まえがき

序

- 1 法意識の内容
- 2 階級統治論
- 3 専政工具論
- 4 国家付与の人権論

訳者まえがき

香港は1997年7月1日をもって、中国の一行政区として中央人民政府の直轄下におかれる。この特別行政区になった後の、香港の「小憲法」とも言うべき特別行政区基本法の草案が、1988年4月28日に起草委員会全体会議より公布された。その内容は、序言、第1章「総則」、第2章「中央と香港特別行政区との関係」、第3章「住民の基本的権利と義務」、第4章「政治体制」、第5章「経済」、第6章「教育、科学、文化、体育、宗教、労働組合と社会サービス」、第7章「対外事務」、第8章「香港特別行政区の区旗・区章」、第9章「本法の解釈と改訂」、第10章「付則」、から成っている。同草案公布後香港各界市民の代表によって構成される基本法諮詢委員会によって、9月末までの約5ヶ月間、各方面

・各界の意見が聴取されていった。香港住民の反応は一般的に「不冷不熱」のようなものであったと言われるが、その反応は概して次の3つの内容にまとめられるのではなかろうか。

(一) 例えば司法権や終審権の制限規定、基本法の解釈権・違憲審査権規定等に見られるように、中央政府が行政区に最終的な制御を残留させすぎているので、高度な自治の原則が貫徹できるかどうか疑問である。

(二) 例えば政党を組織し参加する権利、労働者の団体交渉権等が明記されていないように、基本的人権は前端的に保証されておらず、補充すべきである。

(三) 港人治港の質を決定する行政長官や立法會議議員の選出において、間接選挙は果して真の民意を反映し得るのか。

これらは即ち、第2章「中央と香港特別行政区との関係」、第3章「住民の基本的人権と義務」、第4章「政治体制」に対する懐疑とも言える。

その後、聴取された意見は同年11月に起草委員会專題小組及び総体工作小組にて審議され、今年1989年1月15日に起草委員会全体会議により修正された草案として公表された。

修正草案の詳細な検討は次の機会に譲るとして、印象としては(一)、(二)については中国側がやや譲歩したようであるが、(三)については香港側に協調を強く求めた形となっている。ともあれ、今後の起草日程でいくと、明年1990年には全人代にて正式に決定されることになる。

さて、今度訳出した張鑫「中国に於ける法意識の香港基本法に対する影響」は昨年1988年2月、即ちまだ草案が公布される以前に香港の雑誌「明報月刊」において発表されたものである。従って基本法の条文を細かく検討したものではない。しかしながら本稿で検討された内容は、今日、香港住民が基本法草案に対し抱いている疑問に関して、大変意義深い示唆を与えている。即ち、中国の社会主義法意識をもって制定した基本法は、当然の帰結として香港に存する法意識とは相容れないものがあるということ。

なお、筆者の張鑫氏は、かつて中国社会科学院法学研究所副研究員そして雑誌「法学研究」編集の責任者等を務められたこともあるが、現在は香港中文大学現代アジア研究センター名誉高級研究員として、中国法制及び中外法制研究の分野で御活躍されている。

## 序

香港特別行政区基本法の初稿が間もなく世に現われるが、多くの人々は、基本法が円満に制定され、本当に実行されるか否か、依然として心配をしている。

起草及び制定を決定する力は、実際はマルクス・レーニン主義、毛沢東思想を堅持しなくてはならない人々に握られているので、か

かる人々のマルクス・レーニン主義に対する理解及びその抱いている社会主義法意識が、彼らの主宰し制定する基本法は、香港に以前から存した法治精神を受容しそして資本主義制度の繁栄と安定を保障し得る、ということを請け合うことができるかどうか疑問である。これらの疑いや心配は理解できるところである。従って、中国大陸の法意識が基本法制定、実施に与える影響は、1つの重要な課題である。筆者は以下、初歩的な検討を行なうことにする。

## 一 法意識の内容

所謂「法意識」とは、北京政府当局が組織編集し出版した『中国大百科全書』(法学巻)の解釈によると、「人々の法(特に現行法)と法現象に対する観点と態度の総称。それは法現象を探究する各種の法律学説、現行法に対する評価と解釈、人々の法的動機(法律要求)、自己の権利・義務に対する認識(法律感)、法、法律制度に対する理解・掌握・運用の程度(法知識)、及び行為に対する合法的評価であるか否か等を表わす。<sup>(1)</sup>」とある。かかる定義から、中国大陸の所謂「法意識」の内容はかなり広範かつ法律問題の各方面にまで及ぶ観念の総合的なもので、簡単に「法律観」とも称せられるものと理解することができる。

北京の法学教材主編者の1人、孫国章教授は、法意識は「個人の法意識」と「集団(社会)の法意識」とに分けられ、両者は緊密な関係を有すると考えている。即ち、「個人の法意識」と「集団或いは社会の法意識」の相互作用において、集団或いは社会の法意識は指導的

地位にあり、それは基本的法律原理・原則を個人の法意識の中に注ぎ込んでいる。」「集団或いは社会の法意識はまた各方面において個人の法意識に頼っており、個人の法意識の中から、いつくかの典型的、代表的、大衆的なものをくみ取っている。」「集団或いは社会の法意識の豊富さと発展は、個人の法意識から離れることはできない。<sup>(2)</sup>」ということである。

孫教授のこれらの論断は、中央司法部と教育部指導の法学教材編集部で編集・審査されたものに掲載されており、高等学校法学教材『法学基礎理論』の一書となっている。それは比較的権威あるもので、中国の社会主義法意識を理解する入門書とすることができる。

1978年以前は、「世論一律」というドグマの束縛があったために、高いクラスの指導者を除いて、個人の法意識を公衆の面前で公開し現わすことは大変困難であった。書籍や新聞で見かけるのは、殆ど千篇一律みな集団のもの即ち所謂「社会法意識」であった。この種の社会の法意識は、実際は政府当局の法意識或いは「社会主義法意識」で、それはマルクス、レーニン、エンゲルス、毛沢東が述べた論断に固執し、政府当局ではない個人の異なった法意識から“營養”(“”は訳者が付す)を取り出すことを重視していない。従って内容は豊富さに欠け、その上発展性がないく硬直し凝固した状態にある。

しかしながら1978年より、実践は真理を検証する唯一の基準であることが肯定され、思想解放が提唱されて以来、特に近年来、重ねて述べられた「百花斉放、百家争鳴」の方針や、多くの清新なものや実践的なものに根拠

をおくものは、枯死した教条的な個人の法意識を敢えて突き破り、次第に発表の可能性と条件を整えていった。この種の目立ってきた個人の法意識は、社会の法意識に対し不断に衝撃を与え、後者を再び「一潭死水(深い淵の流れない水)」にせしめず、喜ばしい生存の機会を露呈させた。特に、経済体制改革の中で現われてきた多くの難題は、次のことを明示している。即ち、困難や障害は決して単純に経済領域において生ずるのではなく、それは不合理な政治体制が経済運動を妨害することによって持たされたもので、従って、政治体制の改革をしなければ、経済体制改革を順調に継続的に推進することはできないということである。政治体制改革は又、政治意識の変革が必要である。そうでなければ、硬直化した政治意識での指導の下、充分に政治体制改革を進めることはできず、甚だしきは中途半端で止めることになり得る。

中国大陸では、政治意識は各種社会意識の中において、支配的かつ指導的な作用を及ぼす。政治意識に変動があればそれだけでそれと関係が最も密接な法意識もそれに伴って変動する。中国大陸の経済意識と政治意識の大発展を正に目の当りにしているので、法意識も大きな発展があり得るものと信ずる。

北京大学の芮沐教授は、1986年3月、香港中文大学中国法制研究計画の主催による比較法律概念シンポジウムの席上、将来中国に存在するであろう大陸、香港、台湾の3種類の法律制度は、互いに矛盾を生むか否かの問題に対して、次のように回答した。即ち、「矛盾はおそらく法律概念の上に現れ不一致をもたらすであろう。しかし中国では、国内の法律

観念を香港に適用することはないと表明している。従って法律を執行する時には、矛盾を生ずることはない。<sup>(3)</sup>」と。

この種の回答は、香港住民の顧慮をいくらか軽減することができるが、結局のところやはり消極的である。国内の法律観念がどのようであれば、香港の法律観念と協調し発展してゆけるのかを積極的な側面から検討する必要がある。

## 二 階級統治論

中国の社会主義法意識が基本法の制定と実施において、最も協調しがたい問題は、「一切の法律は全て階級性を有する」という観念を堅持していることである。中国大陸の法律教育や法律の教科書は、「法律は支配階級の意志の体现である。<sup>(4)</sup>」とそもそもの起りを述べている。かつて胡耀邦等の指導者に法学が教授されたが、その教授内容は厳格に検討した孫国章教授の言に拠ると、さらにまた一切の法律はみな階級性を有することを強調したものであった。<sup>(5)</sup>

中国大陸の法学者が、一切の法律は全て必然的に階級性を有するということの理論的根拠にしているのは、主としてマルクス・エンゲルスが『共産党宣言』の中で述べた言葉である。原文の訳には、「あなた方の観念は本来、資産階級の生産関係と所有制関係の産物であり、(それは)まるであなた方の法は、法律に奉られたあなた方のその階級の意志にすぎず、その種の意志の内容は、あなた方のその階級の物質生活条件により決定されるものである、というようなものである。<sup>(6)</sup>」とある。

筆者はかつて1981年に発表した一篇の論文の中で、この一段の訳文に対して疑問を提起した。即ちこの文章中の「法」は、独語では Recht, 英語では Jurisprudance, 露語では *ипабо* となり上下の文の関係からすると、法律観念と指すべきで決して法律そのものではないと考える。<sup>(7)</sup>

近年来、国内においてもこの段の訳文に対して意見を提起する学者がいる。例えば北京の崔敏教授は、正確かつ適切な訳は、「あなた方の観念は本来、資産階級の生産関係と所有制関係との産物であり、(それは)まるであなた方の行為準則(或いは規範)は、法律に昇進されたあなた方のその階級の意志にすぎず、……<sup>(8)</sup>」であるとする。その他の学者でも筆者と類似した訳し方を提起する者もある。<sup>(9)</sup>

如何に訳そうとも、このことに拠っていかなる法律も全てある一つの階級に属し、単純にある一つの階級に奉仕し得るにすぎないと断定することはできない。マルクス・エンゲルスのこの言葉が、もし本当に従わねばならない「金科玉条」であるならば、資産階級執政の国家の法律にも階級性があり、これによって階級対立国家はすでに消滅されたとは決して推断できず、その法律にも階級性があることを指している、と言えるにすぎない。同様に、マルクス主義を指導的思想とするソビエトの学者は、60年代においては、ソビエトの法律は「全民の法」であり、無産階級の法律ではないと考えていた。

筆者は1985年、「明報」において「階級性——中国法律学の緊箍咒(たがを入れて引き締めるような作用をするもの)」と題する小

論文を発表した。即ち、中国は79年に召集した第5期全人代第2回会議において、搾取階級はすでに一つの階級として消滅し、国内において執政当局により、「敵人」と見なされた者の人数は、最高でも10万分の1にも達しない、(従って)この僅かな言うに足らない少数の者を支配階級と区別する必要もないし、また個別的な或いは極少数による対抗行為を「階級対立」と見なす必要もない、と宣言した。そして階級対立がなければ、更にまた中国現行法の階級性を強調する必要はないと。注目に値するのは、近年来、国内の学者の中にも類似の観点を有する者がいるということである。<sup>11)</sup>

もちろん、かような観点は、目下まだ主導的地位を占める社会の法意識にはなり得ない。しかしながら、筆者は孫国章教授の一つの論断を喜んで讃える。即ち「集団或いは社会の法意識の発展は、個人の法意識から離れることはできない。」という論断である。集団或いは社会の法意識は、「多くのいろんな所で個人の意識に頼っており、個人の法意識の中から取り出した典型的、代表的、大衆的なものである。<sup>12)</sup>」。筆者は中国の改革が進むにつれて、また政治意識が革新されるにつれて、二度と再び法律を支配階級の意志の新しい観念とは見なさないで、中国社会の法意識に次第に高められることを希望している。そして今日、この種の新しい法律観念を用いて基本法の制定と実施が指導されるべきで、そうでなければ、実践する上において、基本法の主旨の制定に妨げになり得るばかりでなく理論上においても、自説のつじつまを合わせられない境地に陥るかもしれない。

何故にそう予測し得るのか。

もし法律がただ支配階級の意志を体現し得るだけならば、それでは基本法はどの階級の意志を体現するものなのか。誰が将来、特別行政区の支配階級になるのか。

中国の指導者及び法律専門家たちはみな繰り返し、次のように表明している。即ち、基本法は一国両制の原則に基づいて制定され実施されるもので、香港に以前から存した資本主義制度を保持し50年間は変えない為のものである。社会主義国家の最高権力が制定した基本法であっても、資本主義を保護するものである以上、資産階級に属し、資産階級の意志を体現するものである、と言い得るや否や。もし仮に、基本法は無産階級の意志の体現であり、香港に以前から存する法律は資産階級の意志の体現であるならば、それでは、香港特別行政区が成立し、基本法が実施された以降、これらの資産階級の意志を体現した法律は全て廃棄する必要があるのか、或いは全面的に修正されて後初めて残されるのか。

これら中英共同声明と中国の指導者がなした許可とが、矛盾を発生させているという困難な状況を解決する為に、中国の法学者と法律関係者は、たとえ中国の現行法に対し階級的観点の放棄を望まないにしても、基本法に対しては「支配階級の意志を体現する」的な観点を放棄するべきである。そうでなければ、理論上において混乱に陥るばかりでなく、実践においても一国両制の推進を妨げることになり得る。

### 三 専政工具論

中国の社会主義法意識の中で、もう一つの

基本法に適用してはいけない観念は、所謂法律の「専政工具（専政政治の為の手段）論」である。

中国封建社会が、商品経済未発達のために長期にわたり踏襲してきた法律観念は、法律を主として刑法の範囲に限定し、支配者が異分子や罪悪行為を鎮圧する手段にさせてきた。この種の観念は中国社会の法意識の中に、依然としてその痕跡を見出すことができる。中国の社会主義法意識の形成に対して、基を開く役割を果たした董必武は、中国法制の定義を「国家が人民民主専政を実現する重要な手段。<sup>03</sup>」とした。彼にとって所謂法律は、国家の法律や制度を指す。<sup>04</sup>

もちろん中国の学者も、人民民主専政は民主と専政とを両方包括するものであると述べている。しかし彼らが理解している民主は、実際は決して「民を以て主となす」ではなく、「民の為に主となる」にすぎない。従って主となる者は、民主を自己の意志を実現させる一種の「手段」となすことができる。毛沢東はかつて次のように述べたことがある。即ち「民主、このしろものは、ある時は目的のように見えるが、実際は一種の手段にすぎない。<sup>05</sup>」と。マルクス・レーニン主義、毛沢東思想を指導的思想とする高等学校法学試用教材である『政治学概論』は、次のように解釈している。即ち「民主は、敵に対し階級に対し専政の手段を施行する為に、一定の階級を用いて自己の内部矛盾を調節し、自己の力を団結させるもの。<sup>06</sup>」である。

民主が専政の手段である以上、所謂人民民主専政が包含する2つのものの中では、民主は二次的で、専政それこそが主要なものであ

る。

民主を手段となすやり方は、近年来、いくらかの批評を受けているにもかかわらず、法律をたんに専政の手段とする思想は、依然として根強い。常時法律を執行している機関に現わしてみると、政法機関は「刀の柄」になぞらえられ、甚しきに至っては審判員（即ち司法官）の制服は軍服の様式でもある。普通の法院の開廷時の写真は、状況がわからない人は軍事法定だと誤認するかもしれない。しかして司法と軍事の不可分は、本来中国の封建的法律制度の特徴の一つでもある。<sup>07</sup>

法律を専政手段と見なすこの種の観念は、決してこれを用いて基本法に対処してはならない。そうでなければ、人々は、誰の誰に対する専政なのかと直ちに尋ねるのであろう。10億の人口を代表する全人代が制定して、500万香港住民に対し専政を実行するのか。それとも全人代が起草に参加する者を提供し、彼らを用いて、起草に参加することができない、また表決する権利のない者に対して、専政を実行するのか。従って「専政工具論」は基本法の制定と実行に対しては、理論的に言うところ、一つも長所はない。

将来の実践という点から見ると、「専政工具論」はやはり次のような問題を引き起こすであろう。即ち、基本法は全人代が制定したものであり、全人代は人民民主専政を実行する機関である以上、人民民主専政は実質的には無産階級による専政でもあるので、基本法も無産階級専政の為の手段となり、それを香港に以前からあった法律制度の上に置き、最高の効力を具備させるはずである。それでは香港に以前よりあった法律制度を、基本を変

えないで残しておくというのは、必然的に不可能なことである。如何にして香港の法治精神を保持し得るか、法治を貴ぶかは、香港が繁栄を得、安定を保つ一つの基本的な条件である。

実際、「専政」というこの概念は、特にレーニンの専政概念であって、すでに今日の世界の潮流には適応していない。レーニンが与えた「専政」の定義は、「専政とは直接暴力を抛り所とし、如何なる法律の制約も受けない政権である。<sup>98</sup>」ということである。この定義を堅持する限り、「依法治国」は問題にもならない。国内の少なからずの学者がさんざん頭を使って、この定義に対して法治と相矛盾する解釈をしてきたが、実際は自説のつじつまをうまく合わせられなかった。

1985年1月に举行された全国政治工作会议は「依法治国」のスローガンを「以法治国」に代えた。「以法」と「依法」とは、ただ一字の違いであるけれども、前者はかなり「専政工具論」の意味が強く、「依法」の方が法律の下での平等ということに近い。しかしながらもっと理想的なのは、公然と「法律は専政の手段である」というこの時宣に合わない概念を放棄することである。かようにすることは、憲法が要求する4つの基本原則の堅持に違反するか否かを顧慮する必要はない。その中の一つの原則はマルクス・レーニン主義、毛沢東思想を堅持することであるが、マルクス主義は、時間の推移や環境の変化に従って発展するものなので、発展しなければ即ち堅持することができない。そして発展は新しきを以て古きに代えるということ避けられない。実際、マルクス主義の最も重要な原理

は、実践は真理を検証する基準であることを承認することである。実践が、「専政」という概念は、すでに人心を得ることはできないことを証明したことにより、少なからずのマルクス・レーニン主義政党は、全てこの概念を放棄した。国内においても「執政」と改めるよう提起している学者がいる。中国大陸で支配的地位にある社会主義法意識は、何故に今でもなおこの概念を永遠不変のドグマとして堅持しているのであろうか。

#### 四 国家付与の人権論

中国の社会主義法意識の中で、もう一つの香港基本法に適用すべきでない観念は、公民の権利の問題に関するものである。

中国政府当局が審査して定めた法律教科書は次のように書いている。即ち「権利というものは国家が憲法や法律を通して確認した公民が、ある種の行為を実現させる可能性を指すのである。」「ここで言うところの公民がある種の行為を実現させる可能性というのは、国家が公民に自己のある要求を実現させるよう与えた合法的な手段と可能な条件で、即ち国家が公民がある種の行為をなすことを許可することである。<sup>99</sup>」と。

この定義の中で注目に値するのは、中国の社会主義法意識においては、人民の権利は国家が法律を通して人民に与えるもの、或いは人民がなすことを許可したものであるということである。もし国家が付与しないか或いは法律の明文を通して許可しなければ、人民には権利は存しないことになる。

香港で通用している法意識と法律制度においては、人民の権利は生来存しているもので

国家が恵み与えたものではない。法律の中に規定するというのは、国家に尊重させ保護させる為であり、国家の政権が勝手に侵犯することを防止するためでもある。

この2種類の異なった法意識は、異なった結果を生むであろう。

労働者のストライキ権をもって諭えにしてみよう。

中国の社会主義法意識に照らしてみると、憲法や法律の中にはストライキの権利や自由を規定していないばかりでなく、国家も付与していない。従って、労働者もストライキの権利と自由はない。

香港で通用している法意識に照らしてみると、労働者のストライキ権は人民固有のものである。法律は明文にて規定していないが、また明文で禁止もしていない。労働者は即ちこの種の権利を有しているのである。もちろん法律に制約があれば、労働者は遵守しなければならない。

してみると、もし中国の社会主義法意識の中の「国家が付与するか、或いは許可して初めて権利がある」という観念が、基本法の制定や実施に適用されるならば、香港住民が現在有している権利を、基本的に残し得ることは難しいということがわかる。

公民の権利の起源を、国家が付与したものという観念に帰せしめるということは、現代の民主の潮流に符合しないばかりでなく、マルクス主義創始者の観念にも符合しない。マルクス・エンゲルスは、国家を次のように考えている。即ち「自ら社会の上にあると思ひ、その上日増しに社会と離脱する力である。<sup>80)</sup>」、その上人々に国家に対する迷信を打破さ

せ、革命闘争を通して政権を獲得した後は、国家や国家機関が社会公僕から社会の主人公に変わることを防止すべきものである<sup>81)</sup>と。

公民の権利を「国家付与」と見なす観念は、実際は、国家を社会の主人公とする旧伝統的観念の残余である。中国の封建社会期に支配的地位を占めていたのは、この種の思想で、所謂「溥天之下，莫非王土，率土之濱，莫非王臣（天下は全て王土であり、その住民は全て王の臣である）」（『詩経・小雅北山』）である。この種の支配者を本位とする初期資本主義期の観念も、放棄されるべきである。

数千年前に中国古代の先賢、孟子がかつて主張したように、「民為貴，社稷（国家）次之，君為輕。<sup>82)</sup>」なのである。長きに渡って、中国社会の法意識は、前述封建期の旧観念を残存させ、却って中国古代に存在していた民主的思想を継承しなかった。孟子の前述の主張とは反対に、中国の幹部の法意識の中では、上の者には絶対的指導権があり、下の者には絶対的服従の義務しかないのである。実際のところは、執政者は「為貴」、国家機関は「次之」、民は「為輕」である。最高指導者が命令を下すと、国家機関及びその公務員は、下の者がどうであろうと、上からのものを聞くだけである。一般大衆は意見があっても満足に表明することができず、国家機関に対する監督などというのは話題にもなさない。

この種の状況はここ数年来、すでに改められたところがあり、二度と最高指導者の片言隻語を「最高の指示」とか千古不易の「ドグマ」とかに為していない。人権尊重という個人の法意識も起き始めており、「権利本位」をもって「義務本位」に代替させようとする



思想も萌芽し始めている。特に、政治体制改革という熱い掛け声の中で、指導者と大衆との関係を改めることはすでに重要な課題の一つとなっている。人民の権利は結局、国家が付与したものなのか、或いは神格化された指導者によって恵み与えられたものなのか、それとも人民自身自らの固有のものなのか。この理論はまた実際の問題である以上、うまく解決されねばならない。ともかく、香港基本法を制定する過程において、この問題は必ず解決されねばならない。そうして初めて、この基本法の実施は「香港の現行の社会・経済体制を変えず、生活方式を変えない」ことを可能にするということを実に保証し得るのである。而して、それが中英共同声明が明確に世に宣言したものである。

以上述べてきた中国の社会主義法意識の中の幾つかの問題は、全て一国両制の要求に適応することができないし、香港基本法が円満に制定、実施されることを保証することもできない。なお依然として類似の影響を与え得る問題が少なからず存在する。本稿の目的は決して中国の社会主義法意識を、全体的に検討し評価しようとするものではないので、比較的重要な問題を選んで「抛磚引玉（蝦で鯛を釣る）」しようとしただけで、読者の批評指導をもって「茅塞（不明）」を開くことを希望している。

もし、中国の社会主義法意識が依然として前述の以前から存した観念を堅持し、「限界」を越えられなければ、前述の芮沐教授の所謂、中国はその国内の法律観念を香港に適用することはない、を期待するだけである。筆者の希望は、さらに一歩進めて言うならば、

即ち「時間の推移と共に、東西の法思想の交流と滲透がなされることにより、異なった観点は相互に長所をとり短所を補い、次第に接近してゆき、最後には全世界共通の法律観念と統一的な法律体系が存在するという情況に達する。それこそが、理想社会に達するという将来の見通しである。<sup>14)</sup>」ということである。

#### 註釈

- (1) 中国大百科全書出版社、1984年9月版、104頁。
- (2) 『法学基礎理論』法律出版社、1982年、220頁。
- (3) 『明報』1986年3月21日付。
- (4) 『法学基礎理論』47頁。
- (5) 『光明日報』1986年7月28日付。
- (6) 『マルクス・エンゲルス選集』第1巻、北京人民出版社、268頁。
- (7) 翁松燃教授編『中華人民共和國憲法論文集』中文大学出版社、1984年13～14頁。
- (8) 『中国法制法』1985年8月6日付。
- (9) 『中国法制法』1886年1月17日付。
- (10) 『明報』特稿欄1985年4月12日付。
- (11) 張宗厚「法の三つの基本概念に対する疑問」『法学』1986年第1期、劉升平・杜飛進「法律の性質に関する一認識」『中国法制報』1986年9月19日。
- (12) 『法学基礎理論』220頁。
- (13) 『董必武選集』人民出版社、1985年版、406頁。
- (14) 『董必武選集』450頁。
- (15) 『毛沢東選集』第5巻、人民出版社、368頁。
- (16) 北京大学出版社、1982年出版、88頁。
- (17) 法学教材編集部『中国法制史』群衆出版社、1982年、20～21、189～190、293頁、陳光中・沈国峯著『中国古代司法制度』群衆出版社、

1984年，2頁。

- 08 レーニン『無産階級専政と叛徒カウツキー』  
北京人民出版社，1964年第3版，9頁。
- 09 『憲法学』群衆出版社，1983年，324頁。
- 20 『マルクス・エンゲルス選集』北京人民出版社  
社中文版第4巻，166頁。
- 21 エンゲルスのマルクス著『フランス内戦』に  
寄せた序文。
- 22 『孟子訳註』北京中華書局出版，328頁。
- 23 翁松燃編『前掲』25頁。

(1989年2月11日訳出)。